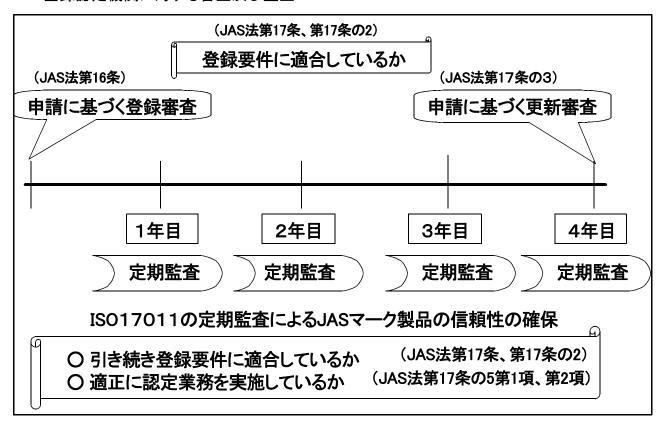
FAMICによる監査について

1. 登録認定機関に対する審査及び監査



◎登録認定機関に対するFAMICが行う監査の位置づけ

登録認定機関の認定業務が、JAS法の要求事項に照らして適正かどうかを判断するとともに、適切でない場合、適切な状態の維持を要求するために実施。調査はサンプリング調査であり、すべての業務を調査するわけではない。登録認定機関は、不適合が指摘された事項について、当該事案について是正を行うだけでなく、類似の案件がないかを自己点検し、必要に応じて是正を講じることが必要である。

〇登録審査

登録基準に適合しているかどうかを

- ①業務規程の内容(書類審査)
- ②業務規程に従った認定業務が実行可能な組織(人材及び体制)かヒアリング(事務所調査)により調査。

〇定期監査

引き続き登録要件に適合しているか、また、適正に認定業務を実施しているかどうかを

①登録認定機関の事業所での書類調査及び聞き取り調査(事業所調査)

- ②登録認定機関が行う生産行程管理者、製造業者、小分け業者等の認定や年次調査の現場にFAMIC職員が立会って行う調査(認定業務の立会調査)
- ③市販されているJAS格付品を購入して科学的分析により品質等を検査(JAS格付品検査)により調査。

これらの調査・指導監督の結果、不正なJASマーク表示の疑義が生じた場合には、農林水産省からの指示に基づき、登録認定機関や認定事業者に対する立入検査等を実施。

登録に係る調査・監査の実施にあたっては、業務の質の向上と、業務の適切性を確保する ためマニュアルに基づき業務を実施。

2. 定期監査で指摘した不適合事項の例

〇立会調査での指摘

- ・一部のほ場について、実施調査による確認を行っていない。
- ・生産行程の検査方法が格付規程で定めた手順で適切に行われることを確認していない。
- 一部の使用資材について、適合性の確認をしていない。
- ・生産行程管理記録に必要な項目が抜けていたが、指摘していない。
- ・証明書の内容が有機JAS規格の生産基準を満たしていなかったが、指摘していない。

○事務所調査での指摘

- 農林水産大臣等への各種届出や報告が定められた期限内に行われていない。
- 格付実績報告の集計時期が、一部の事業者で間違っている。
- ・実地検査の結果について、当該申請者に報告書を通知していない。

第2回有機JAS規格の格付方法に関する検討会資料

FAMICにおける調査員の育成及びその管理について

1 ISOの基礎的な知識の習得

毎年、ISO9000審査員補(ISO研修機関主催)の研修に4~6名を受講させ、 常に新たな調査員育成に努める。

2007年3月現在47名の研修修了者がFAMICに在籍。

- 2 登録認定機関の定期的調査(監査)等担当職員数(規格検査課在籍)2008年3月現在81名
- 3 規格検査課職員の研修

少なくとも3年に1度はFAMIC主催の調査員内部研修に参加を義務づけている。 研修内容

JAS法・監査概論・事例演習など2日間にわたって行う。

- 4 全国の規格検査課の調査業務についての意見交換 年に1度は、各地域における調査員のバラツキをなくすため会議を開催 FAMIC調査表の記載方法や、不適合の取り方などについて意見交換を実施
- 5 全国の規格検査課調査員に対する調査を実施 昨年からFAMICの調査員がどのような調査を行っているかを第3者的に観察する ことを実施→調査員毎のファイルを作成
- 6 20年度登録認定機関に対してFAMICの調査に対するアンケートを実施する予定。